

書目記

朗読

一町長 本件についても従来通り認定して頂きたい

一議長(田村利一) 本件につき更議の有無を會議に諮り、全会一致原案通り決定する旨を告げる

日程第八 一時借入金について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長 公益質屋に於いて三店舗の借入れを承認して戴きたり

一第三番(村野五平) 不足した場合は都より借入ると聞きたいが

一町長 現在のところ借入れの必要はない、三十七年度で百万円を借りよう話したが、三十七年度には計上してない

一第七番(瀬古清志) 三銭五厘の利率で借入れれば貸付けた時の利益はどうか

一助役 月三分の利息で貸付三面転すれば約三倍の収益があると思うが

一第五番(田村福一) 都より借入れた百万円の中三、四十万円が余るので百万円を借入れる必要はないと思う

一町長 現在の貸付状態では借入れの必要はないが百、二百万円を貸付けないと収支が賸えろ、五百万円位でもよいと思うが

一第七番(井梅泰輔) 百万円は限度であるから出来る範囲で少くすればよい

一第十三番(村尾種吉) 法規にふれない範囲でどん／＼やっ載きたい

一第十番(貫井伊作) 田村議員の案に賛成する借入れは最上限に止めて載きたい

一第十三番(船水甚平) 質屋の事業が活況でないが借入れを必要とする程活況にして載きたい

一第六番(設樂美知) 町から繰出かきのように運営するにはいくら位貸付けろか

一町長 百万円位は必要と思う

一第五番(田村福一) 高利の借入れは最上限に止め、低利のもので利用する方がよい

一第十五番(森田幸次) 原案は低利のもので借入れる方針だと思うので承認したい

一第十番(貫井伊作) 質屋の現状よりしてこの額は必要ないと思う

（第三四番（西村節）） 今後庶民金融機関を益々発展するよう努力すべきで借入れについては底利のものを借入れ總務委員会に諮って載せたい

（第五番（貫井伊作）） 仕事の現状よりして必要をい

一議長（田村利一） 借入れについては慎重に審議することとして原案を決定する

旨を会議に諮り全会一致可決する旨を告げる

一日程第九 昭和三十一年度福生町公益質屋歳入歳出予算流用について

一議長（田村利一） 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長 従来通り決定して載せたい

一議長（田村利一） 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる

旨を告げる

一日程第十 昭和三十一年度福生町公益質屋歳計現金預入れ金融機関について

一議長（田村利一） 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長 従来通り決定して載せたい

一議長（田村利一） 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる

旨を告げる

一日程第十一 福生町常任委員会條例の一部を改正の件

一議長（田村利一） 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長 先般の協議会の時の決定に基づいて條例を改正致したい

一議長（田村利一） 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致原案を決定する旨を告げる

旨を告げる

一日程第十二 指定寄附受領に関する件

一議長（田村利一） 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長 治安本委員長より議案を説明して載きたい

一治安本委員長 現在の第五分団の車庫が決いの二分を寄附により半分を町負担として造つて載きたい旨の申出があつたので宜しく審議されたい

一第七番(瀬古清花) 予耳を置はどうか

一町長 二十六年度で計とする

一第四番(井上頼太郎) 完成後の所有権はどちらか

一町長 町の所有による

一第四番(井上頼太郎) その場合の地代修理等は町の負担か

一町長 多分は部落のやつかによる

一議長(田村利一) 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げしる

一日程第十九 福町賦課増収條例の一部改正について

一議長(田村利一) 審議の都合上本件を先の上程する旨を会議に諮り全会一致上程を可決する

旨を告げしる

書記 朗読

一町長 先日の協議会の決定に基づいて改定したい

一第五番(田村福一) 予算にも関連するから委員附託とされたい

一第六番(貫井仲作) 協議会を審議してその原案を決定したい

一第六番(設楽美知) 法人税割の改正についてどうか

一税務課長 標準税率が百分の十五から十二に下るので二十七年より改定する。収入面は法人税率が上つてゐるので大差はない

一第七番(井上頼太郎) 当町だけか

一税務課長 税法の改正に基くものである

一第五番(田村福一) 均等割のみの増額は下に留まらざる結果によるので反対する

一第三四番(西町節) 福町は均等割の税率が最高をいつてゐる。滞納が多いため現状よりして増税による収入の増加を計り事業面の拡大を期するのを感じてゐる。田村議員の提案に賛成し願ひ

本委員会を審議することと仰る。

（第十番 菅井伊作） 昨午四〇〇円とすべしと云う三百円にしたのである増税するとは思ひながらそれに
り町民の福祉と有効に計り得たかと思ふ。

（第十三番 村野五平） 私の知る範囲では当町も標準税率と云うてあり他町村より高いとは思へない
配付税のあつた時には大税、金庫税を課税しなると配付税が減ると云うことであつたか均等割
と四〇〇円にしようといふ平衡交付金が減るのか

一町長 当町は最高税率といふと思ふが特に高いとは思へない 他町村は既に四〇〇円となつてゐる先回
の隣接町村との協議会で均等割を四〇〇円と云うて載きたといふことであつた 他町村は学校の建築
には寄附をしてゐるということであつた

（第十四番 西村芳） 他町村の場合に今の二〇・一五を採用してありその間より考えれば高いと思う
議員各般の減税には賛成してゐるが均等割に四〇〇円とするには反対する 三十七年、八に於て
それ又事業面にあらわれるものはよいがその審議と平衡しなうて單なる増額には反対する

（第十三番 村野五平） 所得割は委員会を審議するといふも均等割は原案を決定したい

（第七番 瀬古清彦） 田村議員の説明は二十四條と三十七條の関連に於て委員附託とする意旨
と解するが

（第五番 田村福） 昨午の税法改正の際の均等割は高くなるとの意見が属した私は増額に
ついては慎重を審議するよう提言する。

（第十番 菅井伊作） 田村議員の発言は協議会の上でして欲しかった。止むを得ざる処置として
各位も認めたといふ事を述べて

一議長（田村利一） どう決定するか

（第五番 田村福） 今て決定することにはあくまで反対する。

一議長（田村利一） 本件については審議を委員会に附託する旨を会議に諮り 全会一致
總務委員会に附託する旨を告げる。

一日程第三 福生町消防団條例の一部改正について

一議長（田村利一） 本件を議題とする旨を告げる。

書記

朗読

下より改修する予定であるこれは矢対人天の特別地区指定により出来得ると
思う。現代の都市計画も地主・小作者の補償等に問題があり地主及び農民
の理解によりスムーズに実施したへ矢対人天各務の最近の所に協力するよ
うに除きに傾いてきている。

農業者も自由販売に移行と共に生産物の進歩的取入れの必要がある。農協、農
業委員会と協力し農業の生産に協力したい。

商工関係も協会は商品が高いつのころなので商店連合会とも協力消費者に良い
安売品を売るように近頃より吸引を計りたい。

当人事の刷新についても議員の意向を汲んでやりたい。

以上述べたが全費の点もあり中支官庁に働きかけを大きく協賛所をローズ
アップしたい。

二十七年度の予算については借入金返済に重点を置く。二十三年度分については
一時借入金と予算化できるように二十六年まで返済をゆるめよう。

収入面は地方自治法では割大分の増を見込んでいる。自治庁は福を大々増え永川は

福祉と見ているので平衡交付金がある。特に海外費を組んで此の面を協力したい。

教育費は各級別に計して。社会及労働施設費では生活保護がなくなつた

清掃事業は本年度より費削減もやりたい。大井場は一部事務組合により

実施する。経費削減と割り七五〇万位の事業費を計して。

第七番(西村節) 産業全体として商工会議所設置の意向がある。基地と関連する女
達に対する施策は。

町長 第一の事項については全体のバランスがとれている。この時期高率と思う現在の中央・銀座

両商店街と対象としたい。

第二については彼女達に除きに向上するよう呼びかけたい。積極的な面は多い。

第七番(瀬田清子) 都市計画を強調した予算が一万円は少ない。又最近市制が増えいて
いるが下水の不備に多いと思はれるので切実な施策を望む。都市より局長来町の
際、何事具休案のなかつたのは少し慢である。清掃事業も容易なことではない。

夜の女についても西多しうかは診察所まで送ったのとを町をうるおすと云う角り
りの施東を願う

町長 未費は新規事業費七五万の内三三万を計上してある割合としてはよいと思う
都市計画の予算は少いが第一年度としては独立した都市計画を作りたい

西多しの診察所は村全体としては賛成しろかつたが予算がきつたので実施した
ぞこえ夜の女が来たのである 夜の女の実情も武国体の協力を願って把握に努めて
いる

第七番(瀬古清光) 清掃事業も私が当初やっておき私を助けて実施は出来る夜の
女のことも医師が五〇四の検診するのには故町が五〇四をとるか

第十七番(井梅奈爾) 現在福生のみで検診をやり他町村でやらせたいとすると他町村へ移り
高貴者も影響すると思ふか

町長 他町村でも実施しよう

第十三番(船木甚平) 都市計画で強調されたが現況は地代の値下りにより縮まると停頓

しかちある 都市計画委員会等の中回り労をとる載きたい

道路も重要なことや載きたい下水も道路と併行してやる載きたい

公民館の設置 都市住宅の誘引等についてはどうか 夜の女について検診をするから
他へ逃げるとうが各置屋に洗滌器を備付けることも効果かたきと思ふ

第十番(貫井伊作) 瀬古議員の汚水問題について町長の見解を述べたい

第七番(瀬古清光) 質問者に対する解答があるのに発言を許すのは明期をかく

町長 其の件については厚生委員長より説明されたい

厚生委員長 先日の委員会では瀬古議員の営業権を無視する考へはなかつた予算が通

過したう瀬古議員の了解を得る考へあつた

第七番(瀬古清光) 検診の五〇四と五〇四の問題は

町長 開業医は検診だけでなくその外に治療を含める局と思ふ

民生課長 三月十四日の検診関係の整理を報告する

初診者分 六七五〇四

再診者分 一八二八〇四

打合会又医師看護婦会

九、二四八、四五〇銭

現金

一、五〇、二五一円

第七番(瀬古清光) 私は同説で三〇四の尾額をどうしているかとの言があるが町長の立場より申上げたいのである。

町長 警察と基地より命令で町かやっているので関係者の了解があれば置屋をやってもいい五〇四でやるとなると心療科病院かやることになるので開業医に影響する。

八〇四は薬代から四医師の手当が一日一〇円である。

第七番(瀬古清光) 伝染病が多発している事警局は町長に逐一報告してその衛生面に至聖を置くて戴きたい。

町長 土木委員会之事の順位が決定しているがその変更を必要とする。

船木議員の件につき公民館は年内では予算はない、補償料の問題は地主・小作人の両者にまづり外ない、都営住宅は公家保有地が五〇六反あるので交渉する。

洗係所の問題も向うの費用でやることになる。置屋の件も置屋の向うにまづり仕方ない。

(議長(田村利一) 書食の為休憩する旨を告げる。(一時十〇分)

休 憩

(議長(田村利一) 再会を告げる。(一時五〇分)

一 第十五番(森田幸吉) 今席上では夜の女を吸引するような空気が見えるが、最初にはこれで排斥する考えであったと思う。

一 町長 吸引するようになるとは好ましくないが現状はむづかしい彼女等の生能の感涙を最も限に止めるよう消極的ではあるが彼女達に時かけはしている。

一 第十五番(森田幸吉) 建案を許す際も影響の少ないところにして戴きたい町長も此等の誘引策は絶対しないよう願う。

一 町役 指導精神としてはそうするが法的な制限がある。

一 第七番(瀬古清光) 現状として止むを得ない私としては町長があまり深入りしないよう願う。

一 第十三番(船木喜平) 洗係所の問題も色々むづかしい問題が起るが其の解決策として

述べた 議会人は其邊の請引を考ふる事論外である。

一 第一番(田村政二) 農業の施策について家畜の奨励に努めたい

一 助役 本年より綜合計画を作り裁借から処理までを各町村にやるよう計画を作らねばならぬ。其友の農業を奨励するは後日農業委員会と相談したい

一 第三番(村野盛一) 横田基地を對象とした収入につき金銭的運動があると聞いたが

一 町長 横田基地の固定資産税を對象として交渉し何らかの補償を与えるよう申入れる

四月中旬に此事関係町村の全大会があると思う

一 議長(田村利一) 各段の審議に入り委員会附託したい

一 第七番(瀧田信雄) 願望的の審議を済ませ

一 歳入につて

一 俸給の繰越が百万円あるかどうか

一 税務課長 昭和二十六年まで繰越額となるかあるかどうか

一 第三番(村野盛一) 固定資産税を七十万位の額としたが予算には五百万又計上にあるか

一 助役 五百万圓の借入金と返すことになるのでその分に三百万円を充てる予定である

一 第三番(西村節) 不動産取得税の滞納状況は

一 税務課長 昨斗四万を収納する予定であったのが五万を収めた。調査が百万円であったので五万の

の赤字となる。

一 第三番(瀧田信雄) 滞納額は徹底してやつてみたい

一 税務課長 町民税の令書発付と評価が終了したら全員をやりたい

一 第六番(設楽美知) 本年の評価基準はどうか

一 税務課長 二月中に十八軒を基準としてやつた。今月中に都の指示がある。

一 第十番(船木章一) 再度の評価は必要と思う。

一 税務課長 昨年の凹凸を修正する必要がある。

一 助役 平衡交付金は本年六十三万五千円(普通 四十八万五千円、特別 一十五万九千円)に決定した

本年は特別が普通の二割であったが、本年は一分となる。滞り費を返ける。此等の確定となった時使ふことにする。

（第十五番（森田幸亮））土地借上料はどのくらい

助役 はい、さうです。

（第七番（瀬古清光））グラウンドは収入一百五万円、支出は八万円の収支が償はるゝ費用になるのか

（町長）費用の考はるゝ

（第三十二番（村野盛一））昨斗基地の運動会に使用できなかったのは何故か

（総務課長）中学校の運動会と重複した為である。

（第十三番（船木善平））防天貯水槽の二万四何は何か昨年よりたか

（消防主任）都市計画として申請をせよとのことで計上した昨年は予算で減額となつてゐる

（議長（田村利一））本件申歳入を調整委員会に附託審議する旨を会議に諮り、全会一致決定する旨を

決定する。

歳末につて

（第三十一番（瀬古清光））議員報酬は三十三万のうちの三万は前年より増額したといふことある

（第十三番（船木善平））議員報酬は増額したといふのは社会施設面に使用された

（議長（田村利一））議会費につては調整委員会に審議を付託する旨を会議に諮り、全会一致決定

する。

役場費につて

（第七番（瀬古清光））監査委員の報酬の減り理由は

（町長）他の委員との均衡と減額したい

（第十三番（瀬古清光））町長の俸給が二五万五千元となつてゐるが二万五千元ではなつか

（町長）二万五千元は最高額で現在は二五万五千元である

（第十三番（瀬古清光））町長は俸給の中一万円を交際費として費つてゐると云うがそれは脱税行為で

はないか

（町長）三五万五千元だとすると税金が高くなるので、その分を交際費として使用するようにかえた

（第十三番（船木善平））町長の本俸は一萬五千元であり、交際費が十何万円である町長としてこ

の額に必要と云ふ

（第十五番（田村裕一））町長は生活も困窮であり、俸給すら交際費に使つてゐる状態なので、その心配は